

サービス等の名称	概 要
<b>障害福祉サービス</b>	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助
<b>居宅介護</b>	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>重度訪問介護</b>	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること
<b>同行援護</b>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>行動援護</b>	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>療養介護</b>	医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること(療養介護のうち医療に係るものを「療養介護医療」)
<b>生活介護</b>	常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>短期入所</b>	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>重度障害者等包括支援</b>	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供すること
<b>共同生活介護</b>	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>施設入所支援</b>	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>自立訓練</b>	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>機能訓練</b>	自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(身体障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援)
<b>生活訓練</b>	自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(知的障害者又は精神障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援)
<b>就労移行支援</b>	就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与
<b>就労継続支援</b>	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与
<b>A型(雇用型)</b>	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
<b>B型(非雇用型)</b>	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
<b>共同生活援助</b>	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助

サービス等の名称	概 要
<b>障害者支援施設</b>	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
<b>地域活動支援センター</b>	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
<b>福祉ホーム</b>	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

### 児童福祉法における障害児に対するサービス等の概要

サービスの名称	概 要
<b>障害児通所支援</b>	児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援
<b>児童発達支援</b>	障害児につき, 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
<b>医療型児童発達支援</b>	上肢, 下肢又は体幹の機能の障害(「肢体不自由」)のある児童につき, 医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(「指定医療機関」)に通わせ, 児童発達支援及び治療を行うこと
<b>放課後等デイサービス</b>	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき, 授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ, 生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進その他の便宜を供与すること
<b>保育所等訪問支援</b>	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき, 当該施設を訪問し, 当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること
<b>障害児入所支援</b>	障害児入所施設に入所し, 又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護, 日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し, 又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童, 肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対し行われる治療を行うこと

### 障害児に対する支援を目的とする児童福祉施設の概要

児童福祉施設名	施設の目的又は概要
<b>児童発達支援センター</b>	障害児を日々保護者の下から通わせて, 福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターとして定める支援を提供することを目的とする施設
<b>福祉型児童発達支援センター</b>	日常生活における基本的動作の指導, 独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練
<b>医療型児童発達支援センター</b>	日常生活における基本的動作の指導, 独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療
<b>障害児入所施設</b>	障害児を入所させて, 福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設として定める支援を行うことを目的とする施設
<b>福祉型障害児入所施設</b>	保護, 日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
<b>医療型障害児入所施設</b>	保護, 日常生活の指導, 独立自活に必要な知識技能の付与及び治療